

OLIS 2010 Spring

規制の変化が保険業界に 与える影響

～主に販売面への影響について

上田 晶平

(日本生命保険相互会社)



職歴

- 1983年 日本生命入社
 - 1996年 融資総務部 融資企画G課長
 - 1997年 財務企画部課長
 - 2000年 東京広報室長
 - 2003年 広報室長
 - 2005年 熊谷支社長
 - 2008年 金融法人業務室長(総合企画部担当部長兼務)
 - 2009年 執行役員 リスク管理統括部長
- 外部での活動
 - 1999年 金融審議会第二部会保険問題WG委員



本日の内容

背景として、
日本の保険市場の多様化



1. 消費者保護意識の高まり
2. 監督規制の強化



日本の保険市場の多様化

保険業界における 自由化の始まり

転換期 : 1995年の保険業法の全面改訂

【改訂の背景】

- ◆ バブル崩壊からの日本経済再生を目指す
※ 生保業界:逆ざや問題!

- ◆ 3つの柱のもと、大きく規制緩和・自由化の方向へ
 - フリー(市場原理が機能する自由な市場)
 - フェア(透明で公正な市場)
 - グローバル(国際的で時代を先取りする市場)

日本版
金融ビッグバン

保険業界における 自由化の始まり

新保険業法1996年度～ ＜自由化と保険契約者保護の両面整備＞

自由化

- ◆商品の仕組み・価格の自由化
※従来は全社画一
- ◆業際規制の緩和（銀行⇔証券⇔保険）

契約者 保護

- ◆標準責任準備金制度の導入（下限規制）
- ◆ソルベンシー・マージン制度の導入
- ◆契約者保護基金の創設

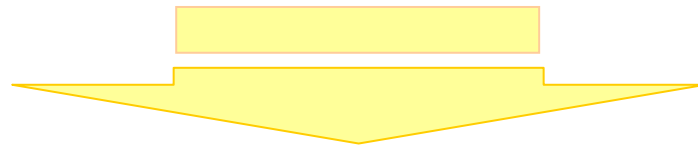


その後の自由化の拡大

- ◆ 医療保険、がん保険の解禁(2001)

※従来は、規制により、外資系生保の独占市場

- ◆ 保険商品の銀行窓口販売の段階的解禁(2001~07)



この自由化による競争原理の導入は、保険会社の
商品開発・サービス競争、および業界再編を促進

多様化する生命保険①

① 顧客ニーズの変化に応じた販売チャネルの多様化

【従来】

専門募集人
が中心

専門募集人

来店型店舗

インターネット

銀行窓口

色々な商品を並べて
比較検討した後に
保険加入したい契約
者の増加

銀行業務と親和性が
高く、顧客ニーズもあ
る貯蓄性商品の販売

多様化する生命保険②

② 保険商品の多様化

- 元本保証などの最低保証つきの変額年金保険の登場（銀行窓販商品）

●多種多様な医療関係保険の保障	疾病保障	癌のみ、成人病、3大疾病、7大疾病・・・
	入院保障	5日以上入院、2日以上入院、日帰り入院
	通院保障	通院、または入院後の通院
	その他	特定の手術保障(88種)、先進医療保障、集中治療室管理保障、放射線治療保障、解約返戻金あり・なし・低・・・



多様化の下、保険業界が直面している環境変化

1. 消費者保護意識の高まり

2. 監督規制の強化



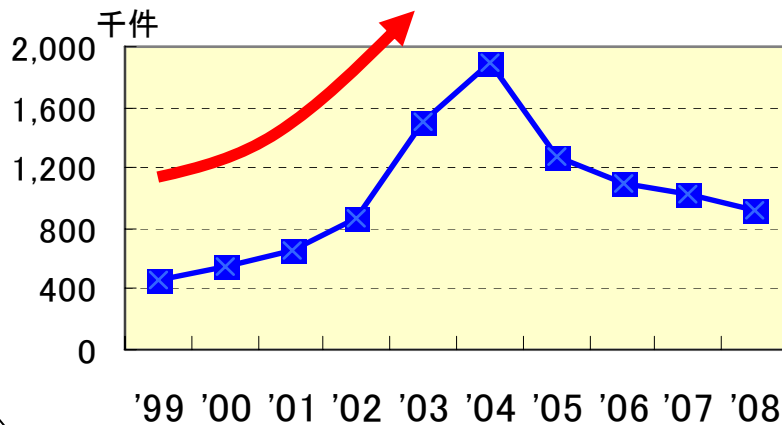
1. 消費者保護意識の高まり

2. 監督規制の強化

様々な分野で 消費者トラブルの増加

消費者の利便性向上、
一方で様々なトラブルが社会問題化

- 消費生活センター等の相談窓口
への苦情が激増(全業種)



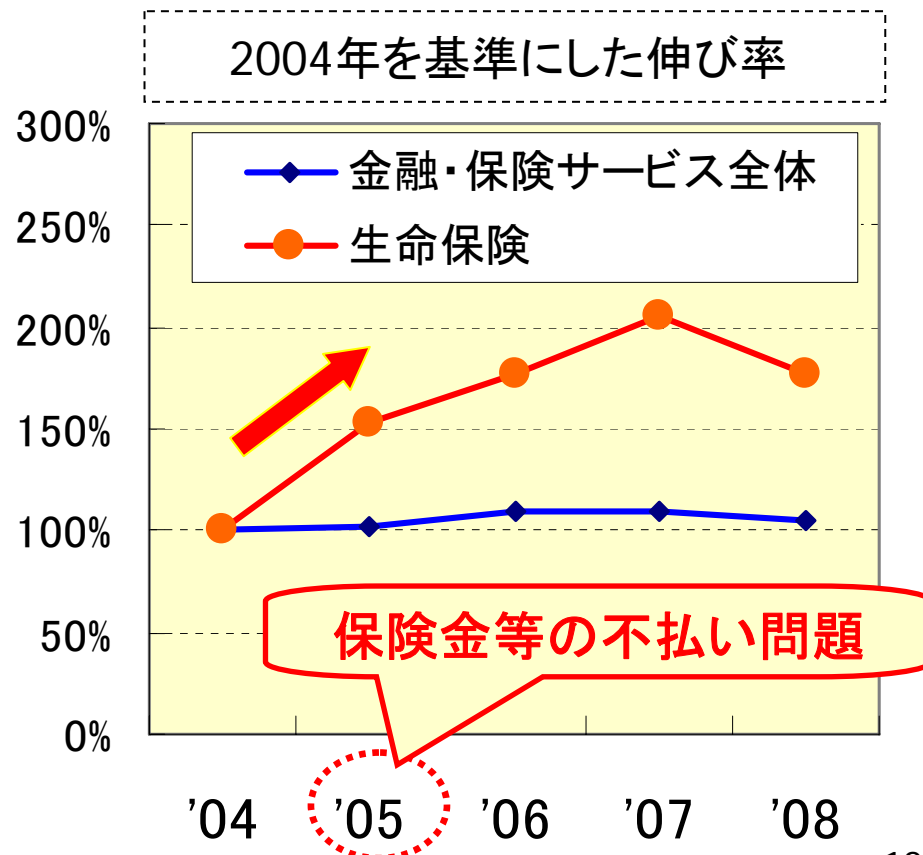
- 企業による不祥事事件勃発
 - ✓ 食品会社の食中毒事件
 - ✓ 食品偽装事件
 - ✓ 建造物耐震偽装事件
 - ✓ 自動車リコール隠し事件
 - ✓ 原発トラブル隠し事件
 - ✓ 粉飾会計事件

生命保険に関する相談苦情

'08 相談苦情件数(種類別)

順位	相談の種類	千件
1	電話情報サービス	125
2	サラ金・フリーローン	119
3	商品一般	60
4	オンライン情報サービス	41
5	賃貸アパート・マンション	33
6	相談その他	16
7	健康食品	16
8	エステティックサービス	15
9	生命保険	13
10	自動車	13

生命保険への苦情数推移





消費者保護意識の高まり

消費者保護に対する法体制の整備

2000年 金融商品の販売等に関する法 制定

2000年 消費者契約法 制定（消費者契約全般）

（ 2005年～保険金等の不払い問題 ）

2006年 金融商品取引法 制定

2008年 保険法 制定（※100年ぶりの改定）

2009年 消費者庁設置（消費者行政の司令塔）

など

生命保険を巡る大事件

- 保険金等の不払い問題

保険金等の不払い問題

- ◆ 疾病・医療関係の保険を中心に、生保・損保の両業界全体で大規模な保険等の不払い事件が発生

<生保の事件経緯>

'05.2: 特定の会社で不払いが発覚し、業務停止命令

'05.7: FSA全社へ調査要請し、

その結果、主に当該の特定会社の問題と整理

～ その後もマスコミ等で「不払い調査不十分」の騒ぎ ～

'07.2: FSA再度の全社徹底調査要請し、

その結果、1社を除く全ての生保に不払いが発覚

'08.7: 特に問題の大きい10社(当社含む)に業務改善命令

生命保険を巡る大事件

- 保険金等の不払い問題

不払い発生の原因

①商品の多様化	<p>消費者の選択肢は拡大したが・・・</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 契約者が理解できないほど複雑化◆ 一方、分厚く分かりづらい約款
②不適切な募集・勧誘	<ul style="list-style-type: none">◆ 不十分な説明<ul style="list-style-type: none">・商品保障内容の説明不十分 ⇒ 消費者ニーズとの適合性は？最適か？・不利益変更の説明不十分 ⇒ 会社にとっては有利だが・・・◆ 不十分な契約後フォロー<ul style="list-style-type: none">・保障期間は長いのに、説明等は加入時のみ ⇒ 約款を渡していればOK？



失敗からの教訓！

保険業界に対する消費者の目線は一層厳しいものに・・・

一度失った信頼を回復するには膨大な努力と時間が必要！

二度とこのような大きな過ちを起こさぬよう、顧客の視点を忘れることなく、保険業界自ら襟を正さなければならない！

保険法改正の影響は？

保険契約に関する基本的な事項を定めた法律

- '08.4法改正⇒'10.4施行 <約100年ぶりの実質的改正>
- 構成： 成立・効力・保険給付・終了

- 「疾病医療保険分野」の項を追加
(※従来は、「生命保険」、「損害保険」の2項目)
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の保護のための規定整備

業界への影響は？

不払い問題等を教訓に、各種取組みを実施していたことから、各社とも約款などで対応済みのことが多く、影響ほとんどなし！



具体的な改善取組み

取組み① 約款至上主義からの脱却

取組み② 請求主義からの脱却

取組み③ その他

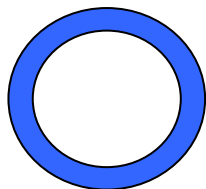
具体的な改善取組み①

取組み①

約款至上主義からの脱却



約款に記載すれば大丈夫



契約者へきちんと理解してもらうことが大切！
重要事項を読み上げて理解された旨の署名

具体的な改善取組み①

(約款至上主義からの脱却)

【ご参考】取組み詳細

◆募集・勧誘上の取組み

(FSA監督指針
にも反映)

- 契約概要、注意喚起情報の明記（＋口頭説明）
 - ・商品の仕組み、保障、保険期間、引受条件、配当金有無、解約返戻金有無 など
 - ・クーリングオフ、告知義務、責任開始期、免責事由 など
- 意向確認書の作成
 - ・顧客ニーズに関する情報、ニーズの適合理由 など

◆約款の平明化 提供方法の拡大

- 約款文言「会社の定めるところ」を明確化
- 見やすさを考慮し、「表形式」の活用、フォントのアップ
- 専門用語の平易な用語への置き換え
- 提供冊子サイズの拡大(A4版化)
- その他:CD-ROMによる配布(※希望者・高齢者は紙)

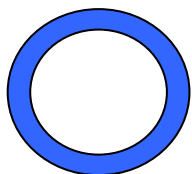
具体的な改善取組み②

取組み②

請求主義からの脱却



保険金等はお客様からの請求があってはじめて支払う



保険の専門家として、保険金等の支払事由が発生している可能性がある場合には、お客様にお聞きして支払う

【例】

手術給付金の請求書類に、入院やがんの記述があれば、その他給付(入院給付、がん給付)についても請求を勧奨

具体的な改善取組み②

(請求主義からの脱却)

【ご参考】お客様から適切に請求される商品作り

- ◆ 販売実績の少ない、又は今日的に必要な性の乏しい商品(特約)の廃止
- ◆ 様々な入院・手術保障等の医療関係商品の一本化
(従来の商品から無選択での切り替え対応なども実施)
- ◆ 不払いに繋がる可能性が高い保障の見直し
 - 通院特約の廃止と、
代替商品(入院時一括支払)の開発
 - 家族型など付随的保障の停止と、
独立保障の提供
 - 手術保障範囲の公的保険制度リンク化



具体的な改善取組み③

取組み③(その他)

お客様、個々人にとって真に必要なサービスの提供

- ◆ 募集人も、単に売りっぱなしではなく、最低年に1度は訪問し、保障内容の再説明や、保険事故の有無を確認
- ◆ マナーや服装も、保険アドバイザーのプロとして失礼のないよう心がける



1. 消費者保護意識の高まり

2. 監督規制の強化

監督規制の強化による影響

<俯瞰図>

保険商品の变化

- ① 商品の多様化による消費者の利便性向上

監督による
消費者保護

監督規制の变化

- ② これまでの取組
多様化するリスクに対する監督規制の整備

監督規制の強化による影響

<俯瞰図>

保険商品の变化

- ① 商品の多様化による消費者の利便性向上

監督による
消費者保護

監督規制の变化

- ② これまでの取組
多様化するリスクに対する監督規制の整備

世界中を巻き込む
会計・監督の国際基準化
の潮流

国際会計基準 & 国際監督基準へ

監督規制の強化による影響

<俯瞰図>

保険商品の变化

- ① 商品の多様化による消費者の利便性向上

監督による
消費者保護

監督規制の变化

- ② これまでの取組
多様化するリスクに対する監督規制の整備

負債の時価評価と一緒に、
リスク評価も国際的に検討

- ③ 日本も 中期的方向性
経済価値(時価)ベース
での監督規制を導入検討
(計算上のリスクが増大)

監督規制の強化による影響

<俯瞰図>

保険商品の變化

① 商品の多様化による
消費者の利便性向上

監督による
消費者保護

監督規制の變化

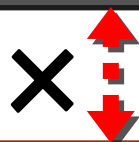
② これまでの取組
多様化するリスクに対
する監督規制の整備

負債の時価評価と一緒に、
リスク評価も国際的に検討

④ 一部商品の制限？
運用の制限？
自己責任の高まり？
消費者の利便性低下

企業のリスク
回避行動

③ 日本も 中期的方向性
経済価値(時価)ベース
での監督規制を導入検討
(計算上のリスクが増大)





現在の監督規制

【保険監督の目的＝契約者保護】

保険業は、公共性の高い事業かつ長期に亘る保障!
契約者保護のため業務の健全性と適切な運営の確保が重要!!

× 売りっぱなしではダメ

規制緩和が始まった1996年以降、
各種健全性基準(ミニム・スタンダード)の整備

- ①標準責任準備金制度
- ②ソルベンシー・マージン制度(早期是正措置制度)

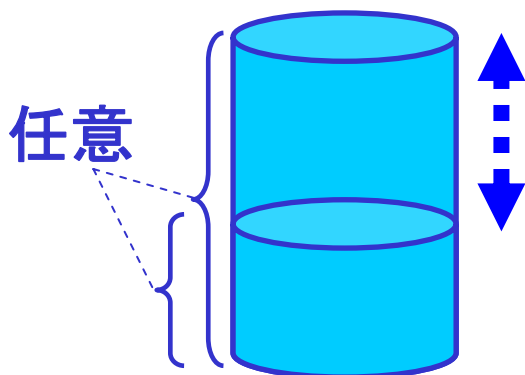
①標準責任準備金制度

【保険料】

水準は自由化！

規制緩和により

会社は任意に保険料水準を設定可能



ただし、...

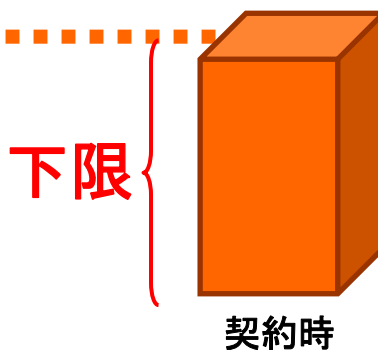
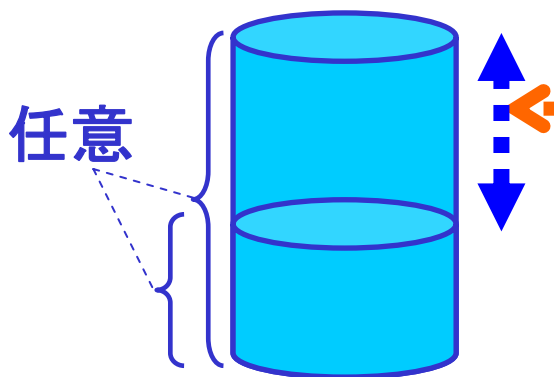
①標準責任準備金制度

【保険料】

水準は自由化！

【標準責任準備金】

会社に準備すべき最低金額が
当局により設定



契約者への
確実な債務の履行！
併せて、
保険料の過当競争も抑止！

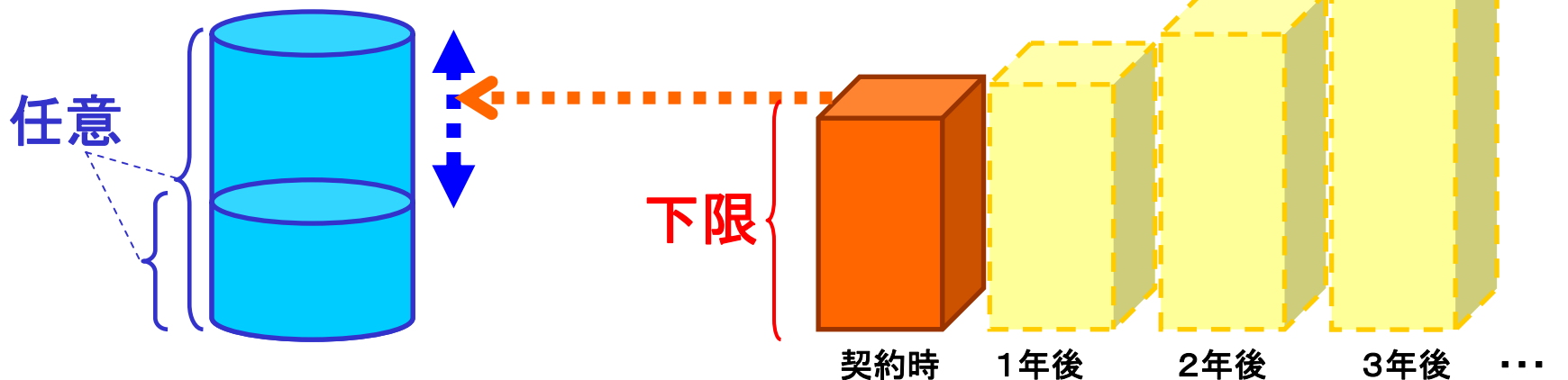
①標準責任準備金制度

【保険料】

水準は自由化！

【標準責任準備金】

会社に準備すべき最低金額が
当局により設定



償却原価法を採用
時価評価が検討中

契約以降の積立額も、契約時に決定し固定(ロック・イン)
+補完

不足の蓋然性が高い場合には追加で積立て(毎年確認)

【参考】

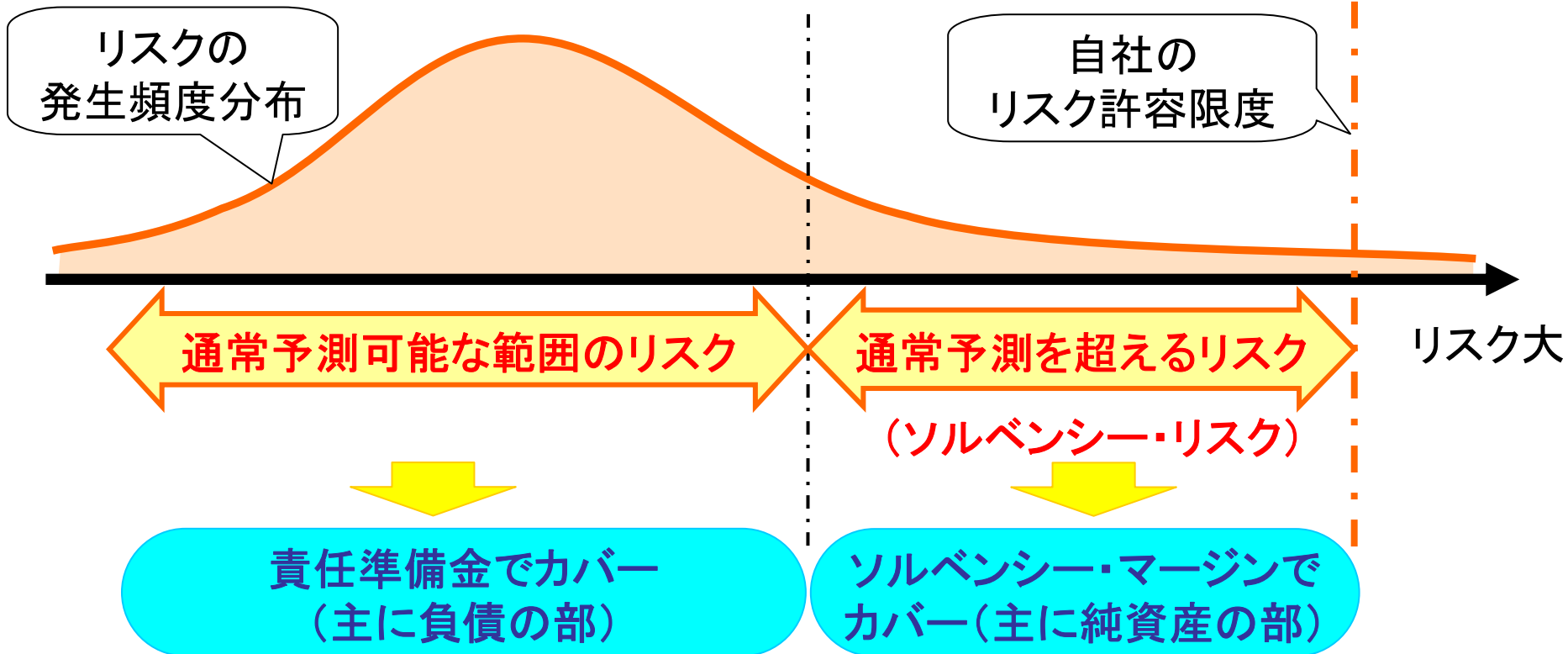
生命保険の貸借対照表

2009.3 全社計

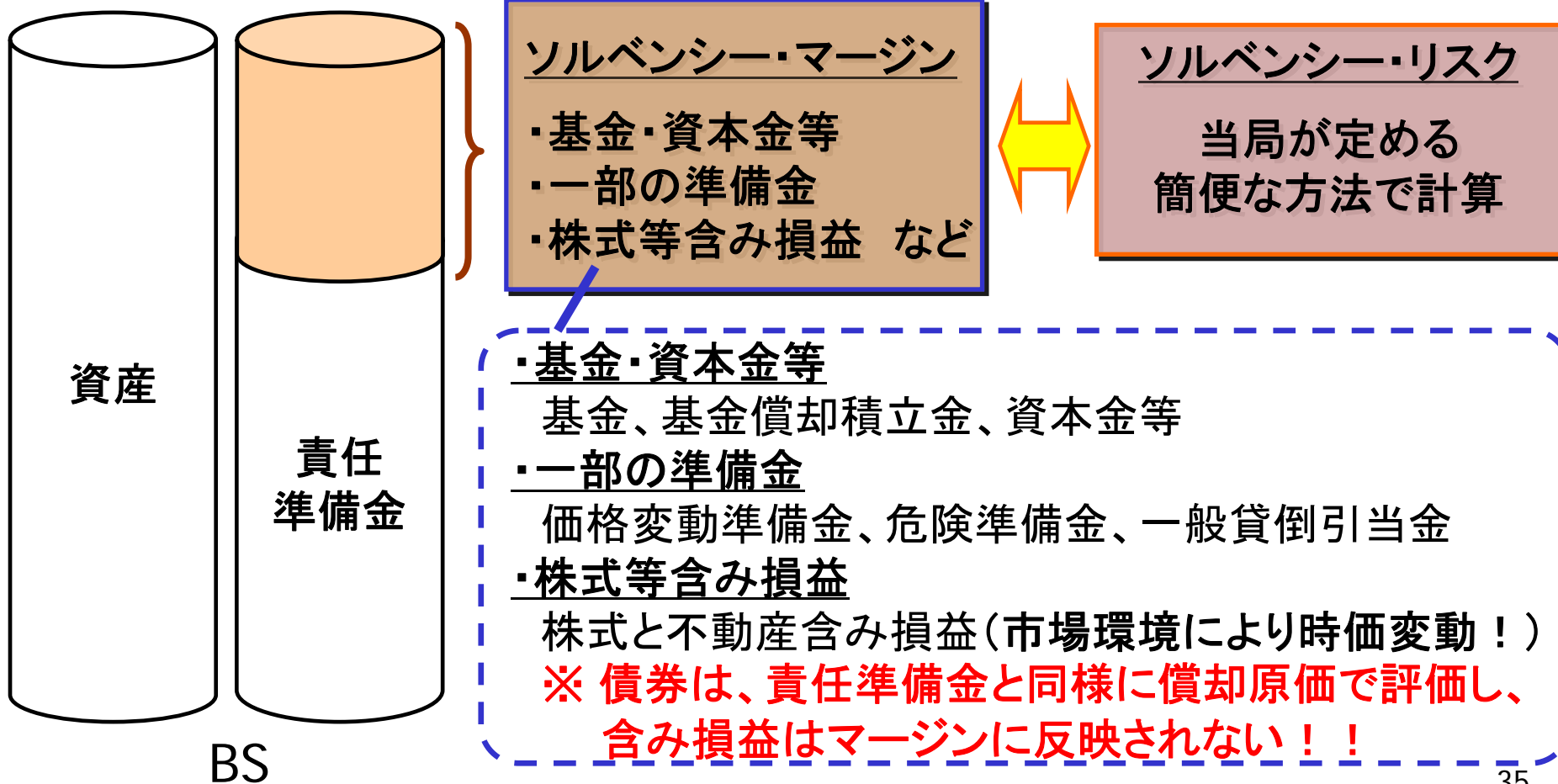
資産の部		負債の部	
現金及び預貯金	1.3%	責任準備金	88.3%
コールローン	1.1%	危険準備金	1.5%
有価証券(債券、株式)	71.6%	支払備金	0.6%
貸付金	16.0%	配当準備金	1.4%
有形固定資産(土地・建物)	3.2%	価格変動準備金	0.5%
		純資産の部	
		基金・基金償却積立金	1.9%
		剰余金・資本剰余金	0.8%

②ソルベンシー・マージン制度 - 責任準備金の関係

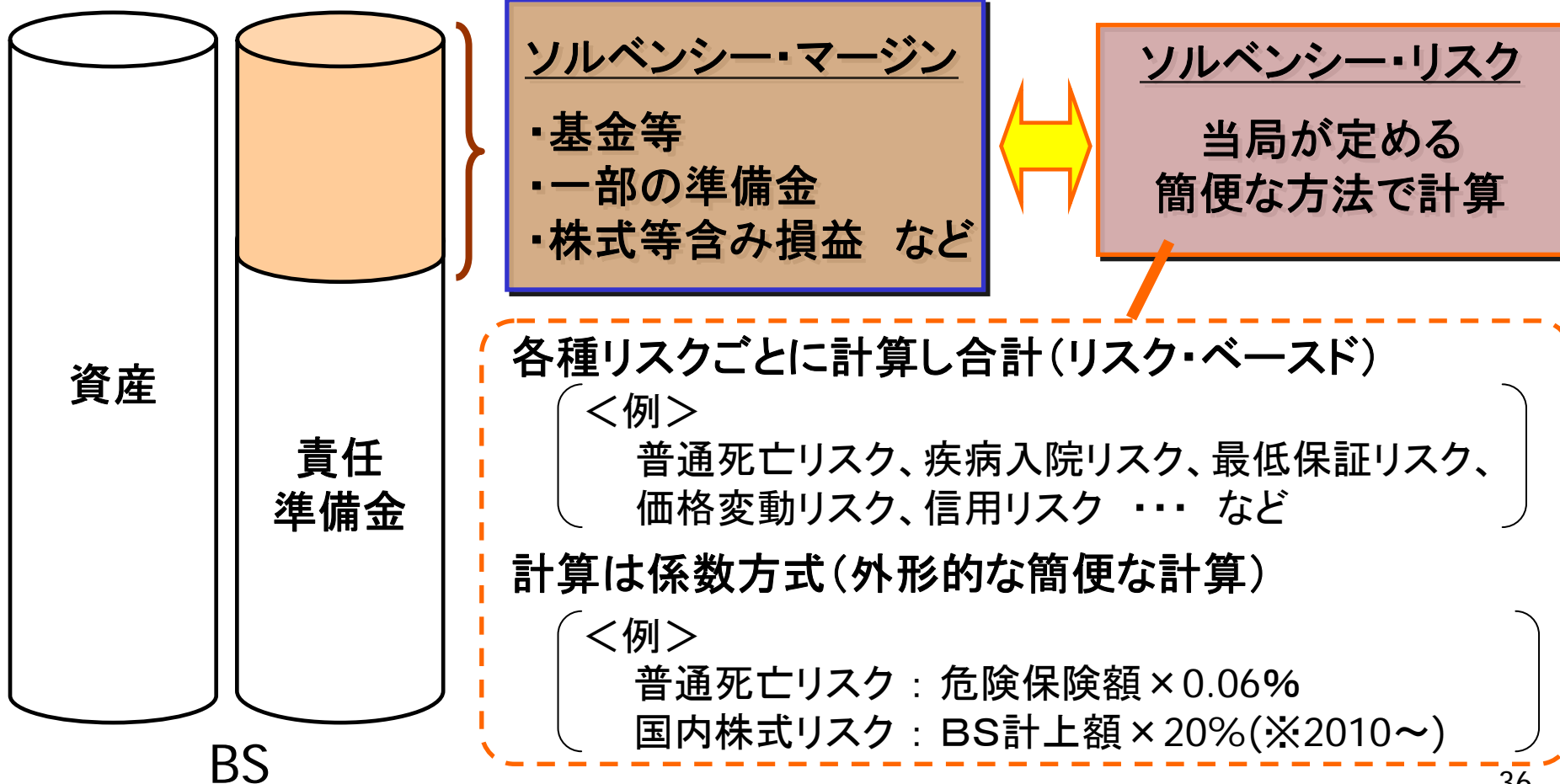
リスクと財源対応の関係図



②ソルベンシー・マージン制度



②ソルベンシー・マージン制度



②ソルベンシー・マージン制度

企業の健全性に対する早期是正措置制度
(SM比率のレベルに応じた段階的対応)

$$\text{SM比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン}}{\text{ソルベンシー・リスク}} \times 2$$

【マージン＝リスク】
のとき、200%

SM比率 < 200%	会社行動の段階	改善計画の提出と実行
SM比率 < 100%	監督介入の段階	配当制限・禁止 保険料変更 一部業務の縮小
SM比率 < 0%	業務の全部又は一部の停止	

リスクの変化と これまでの監督規制の強化

直前までSM比率が200%を割っていない会社での経営破綻の発生で、
健全性指標に疑義 ⇒ 順次SM基準の見直し

1999年 東邦生命の破綻

⇒ SM基準見直し

- 生損保ダブルギアリングの-margin不算入
- 劣後ローンのmargin算入上限の設定

2000年 第百、大正、千代田、協栄、東京生命の破綻

⇒ SM基準見直し

- リスク額の対象価格を取得価格から時価へ
- 国内債券のリスク量を導入
- margin算入可能資産の厳格化

2008年 大和生命の破綻

⇒ SM基準見直し (2010~リスク係数等を直近データに最新化)

リスクの変化と これまでの監督規制の強化

変額年金・医療商品など新種商品において、新しいリスクの発生
⇒ 順次、責任準備金、SM基準の導入

2001年 がん保険・医療保険の自由化
～ 医療保険市場が拡大

- ⇒ 医療商品の標準責任準備金制度改正(2007)
- 医療保険用死亡率の改正(生存リスクを評価)
 - 疾病・災害率に対するストレステストでの検証導入
(※疾病・災害率の標準基礎率は無し(多種多様なため))

2002年 個人年金保険の銀行窓口販売解禁
～ 最低保証のある変額年金の市場が拡大

- ⇒ 変額年金等の最低保証リスクに対する、
標準責任準備金、SMリスクの整備(2005)

監督規制の強化による影響

<俯瞰図>

保険商品の變化

① 商品の多様化による
消費者の利便性向上

監督による
消費者保護

監督規制の變化

② これまでの取組
多様化するリスクに対
する監督規制の整備

負債の時価評価と一緒に、
リスク評価も国際的に検討

④ 一部商品の制限？
運用の制限？
自己責任の高まり？
消費者の利便性低下

企業のリスク
回避行動

③ 日本も 中期的方向性
経済価値(時価)ベース
での監督規制を導入検討
(計算上のリスクが増大)

現在の新しい環境 会計・監督の国際的な潮流

国際会計基準

IASB

- 国際的な統一会計基準（時価会計）の導入
- 保険負債の経済価値

2011年に基準化？

国際監督基準

IAIS

- 国際的な統一SM基準（保険版BIS）の導入
- 経済価値でのSM評価

順次基準策定

整合的

整合的

整合的

EU監督基準

欧州委員会

- EU域内での統一SM基準の導入
- 経済価値での監督規制（IAISより具体的）

ソルベンシーⅡ

2012年にEU適用？

現在の新しい環境 会計・監督の国際的な潮流

国際会計基準

IASB

- 国際的な統一会計基準（時価会計）の導入
- 保険負債の経済価値

2011年に基準化？

整合的

国際監督基準

IAIS

- 国際的な統一SM基準（保険版BIS）の導入
- 経済価値でのSM評価

順次基準策定

整合的

EU監督基準

欧州委員会

- EU域内での統一SM基準の導入
- 経済価値での監督規制（IAISより具体的）

2012年にEU適用？

整合的

ソルベンシーII

日本の
会計
監督

これからの監督規制 中期的な方向性(経済価値)

日本でも経済価値ベースでの評価の導入検討

- 保険監督の中期的方向性として提示・・・銀行BIS規制では経済価値見送り
- 現在諸外国での議論を踏まえて検討中・・・但し、課題も多い

- ① 保険負債の経済価値ベースでの評価(※時価評価)
- ② ソルベンシー・マージン&リスクの経済価値ベースでの評価

◆ 負債の時価評価 (IASB)

⇒ 金融危機の影響もあり、議論は長期化

米国ではIFRS強制適用を2014年から2015年以降へ後ろ倒し?

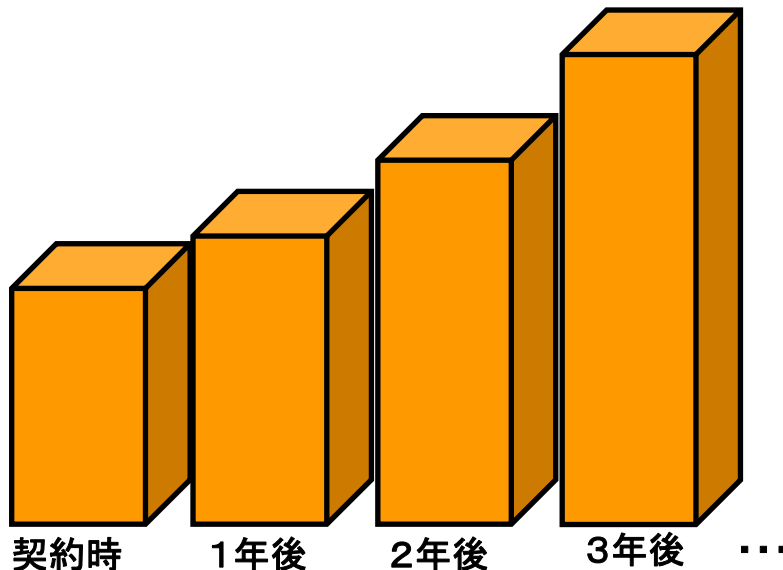
◆ 経済価値ベースのSM評価 (IAIS、EUソルベンシー II)

⇒ プロシクリカリティー問題。SM II 案に欧州保険委員会(CEA)等の反対も

①保険負債(責任準備金)の 経済価値ベースでの評価

【現行:償却原価で評価】

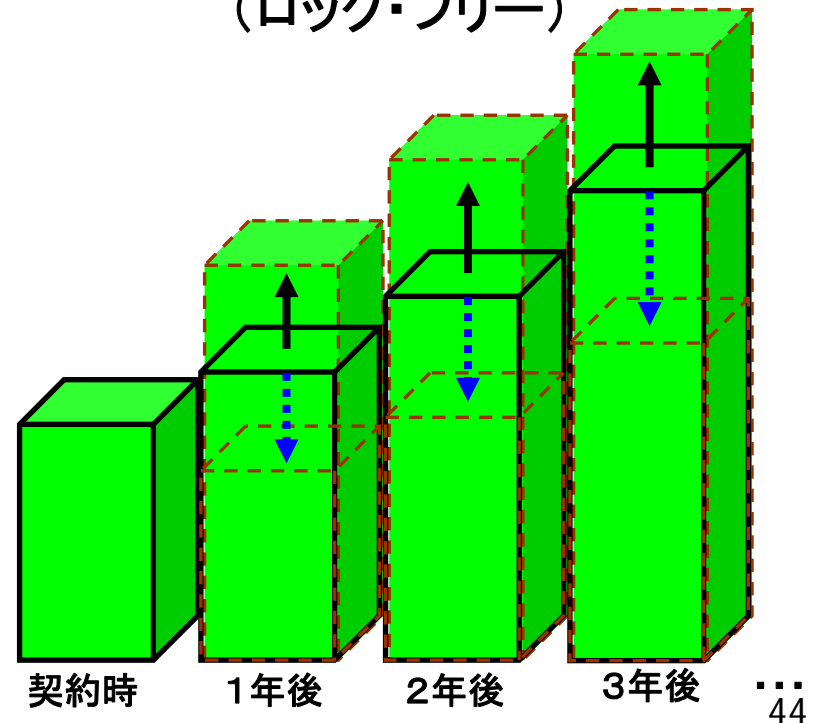
契約時の基礎率を満期まで固定
+ 明らかな不足への積立
(ロックイン)



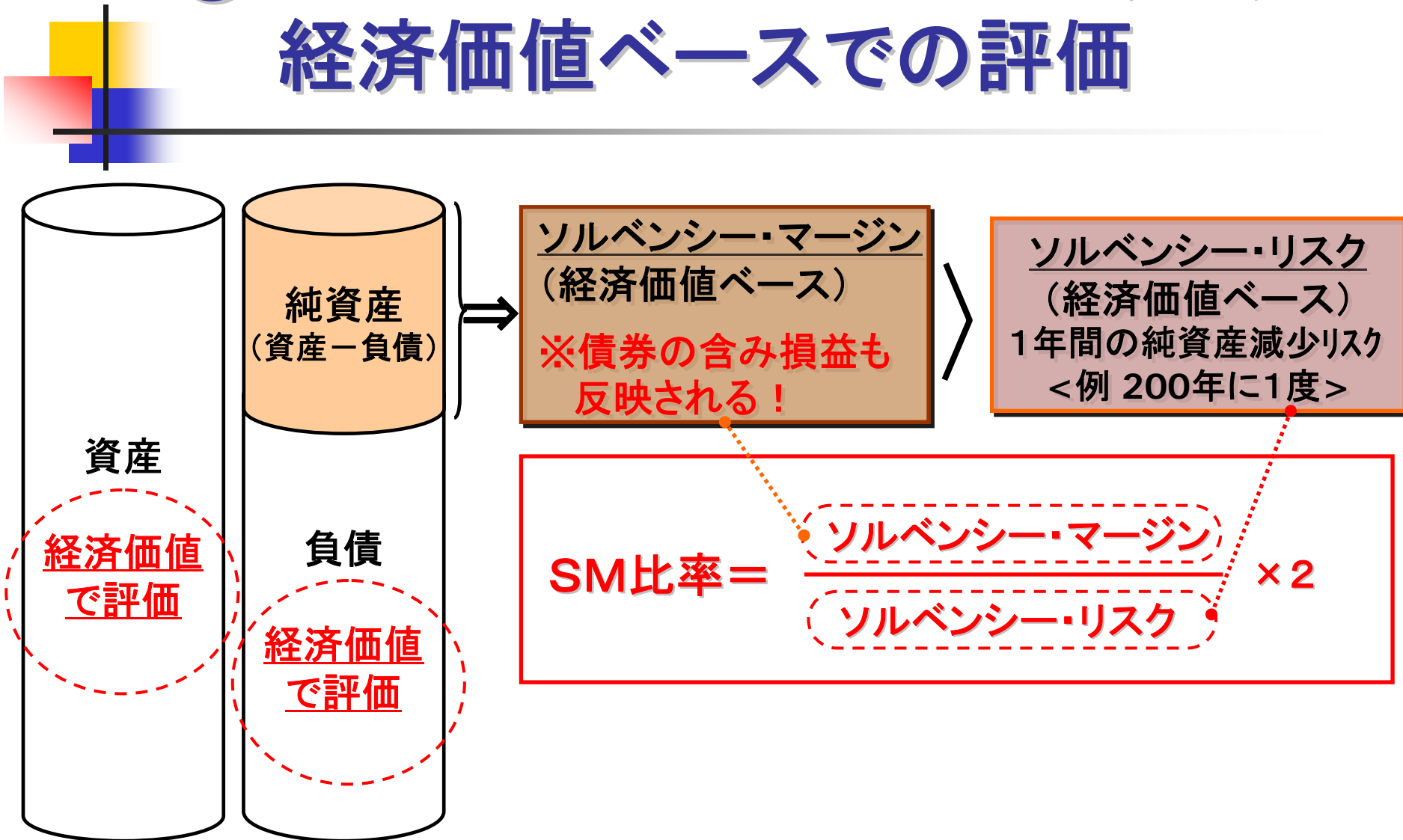
検討中

【経済価値(時価)評価】

評価日時点の市場整合的な
基礎率(時価)で評価
(ロック・フリー)

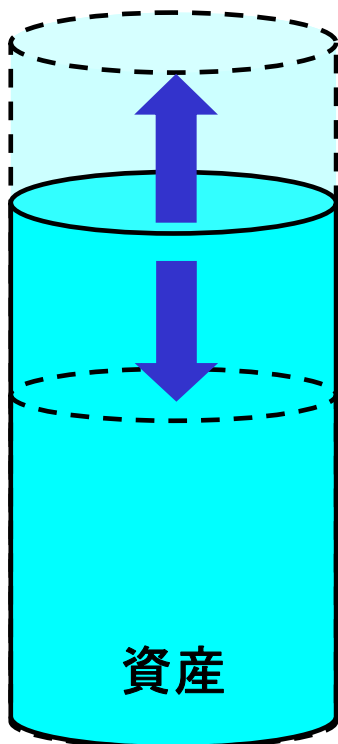


②ソルベンシー・マージン&リスクの 経済価値ベースでの評価

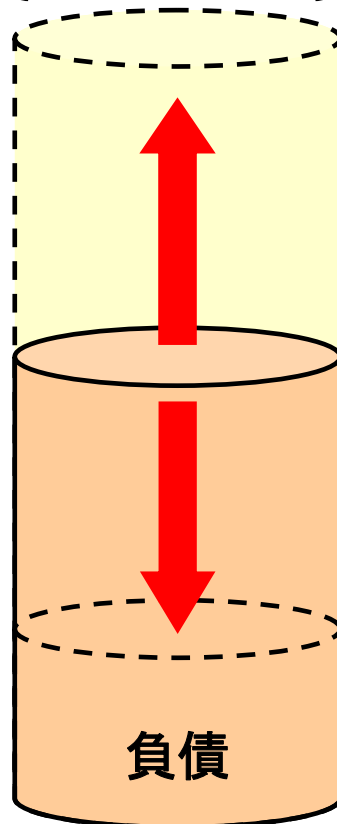


経済価値ベース評価による特徴

〔株式、債券の
時価変動〕



〔保険負債の
時価変動〕



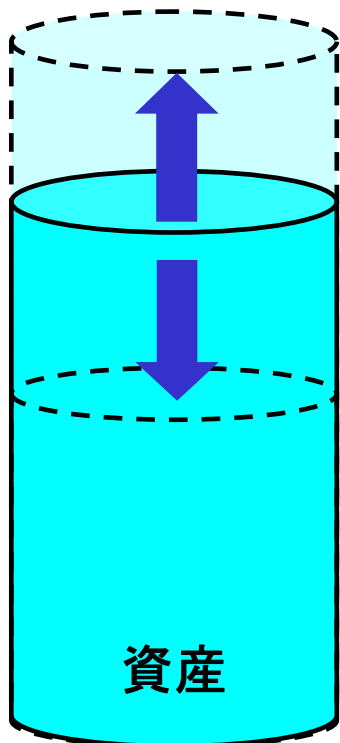
経済価値評価では・・・

- ◆ 評価日の市場環境により変動(時価)
- ◆ 将来見通しが評価額に織り込まれるが、保障が超長期に亘る保険負債では、20年、30年先といったより遠い将来の見通しまで織り込まれる

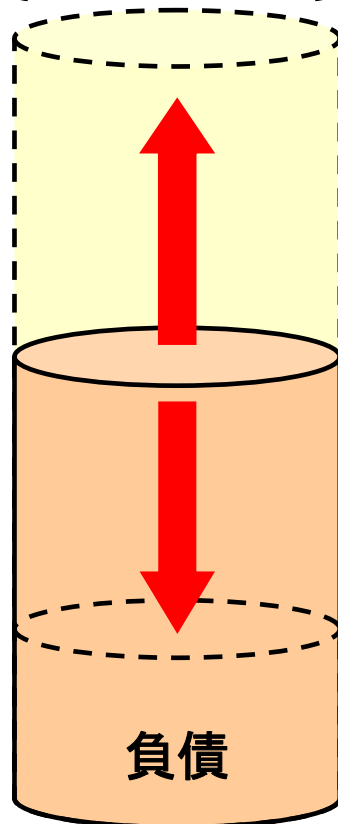
資産の変動 < 負債の変動

経済価値ベース評価による特徴

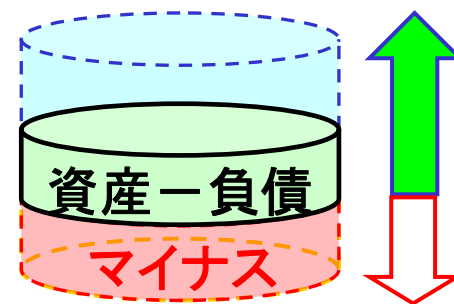
〔株式、債券の
時価変動〕



〔保険負債の
時価変動〕



◆結果、経済価値の純資産
すなわち マージンは、
大きく変動！



◆評価時が厳しい市場環境
であれば、将来に亘っても
同じ状況が継続する前提
で計算され、場合によっては
マイナスにも...

<具体例>

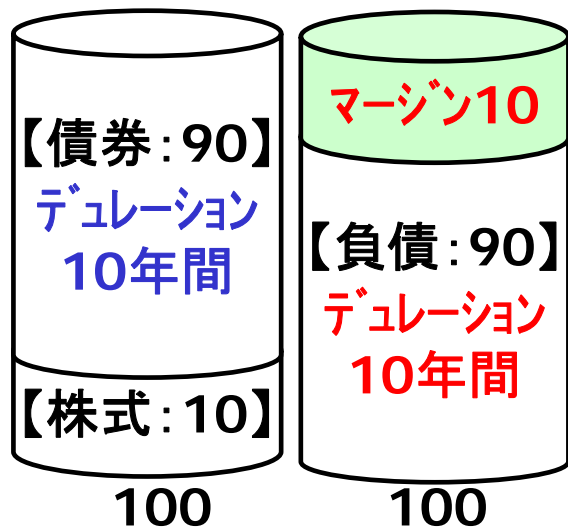
金利によるSMマージンの変動

資産と保険負債のデュレーションが同じ場合

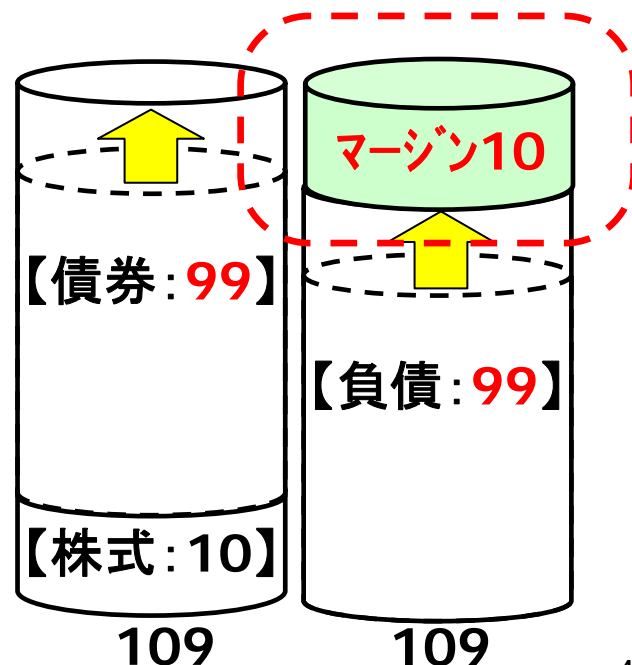
【図：保険期間10年なら・・・】

◆ 将来10年分の見通しが織り込まれる

デュレーションのイメージ
将来見通しの反映期間
- 債券：償還までの期間
- 保険債務：保険期間



金利が1%
低下した場合
債券⇒10%上昇
負債⇒10%上昇



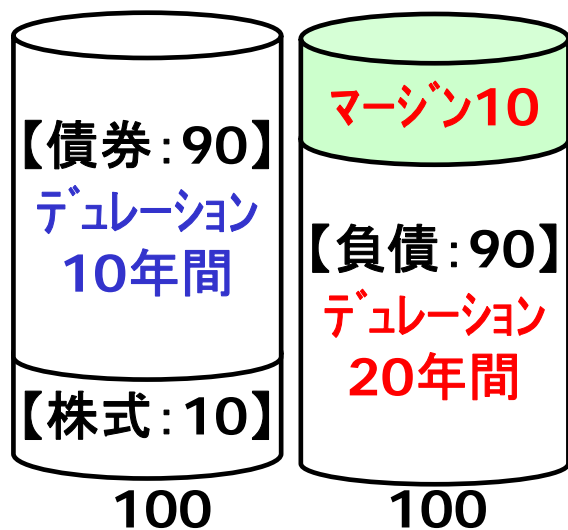
<具体例>

金利によるSMマージンの変動

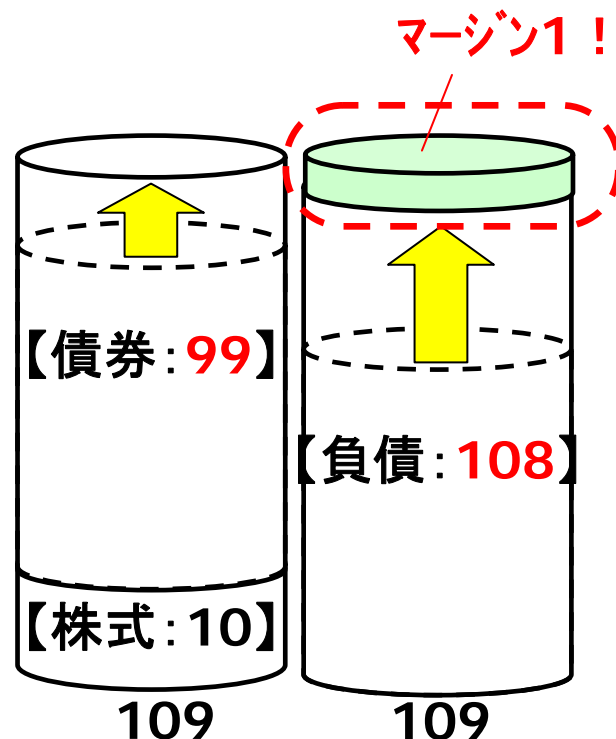
保険負債のデュレーションの方が長い場合

【図：保険期間20年なら・・・】

◆ 将来20年分の見通しが織り込まれる



金利が1%
低下した場合
債券⇒10%上昇
負債⇒20%上昇



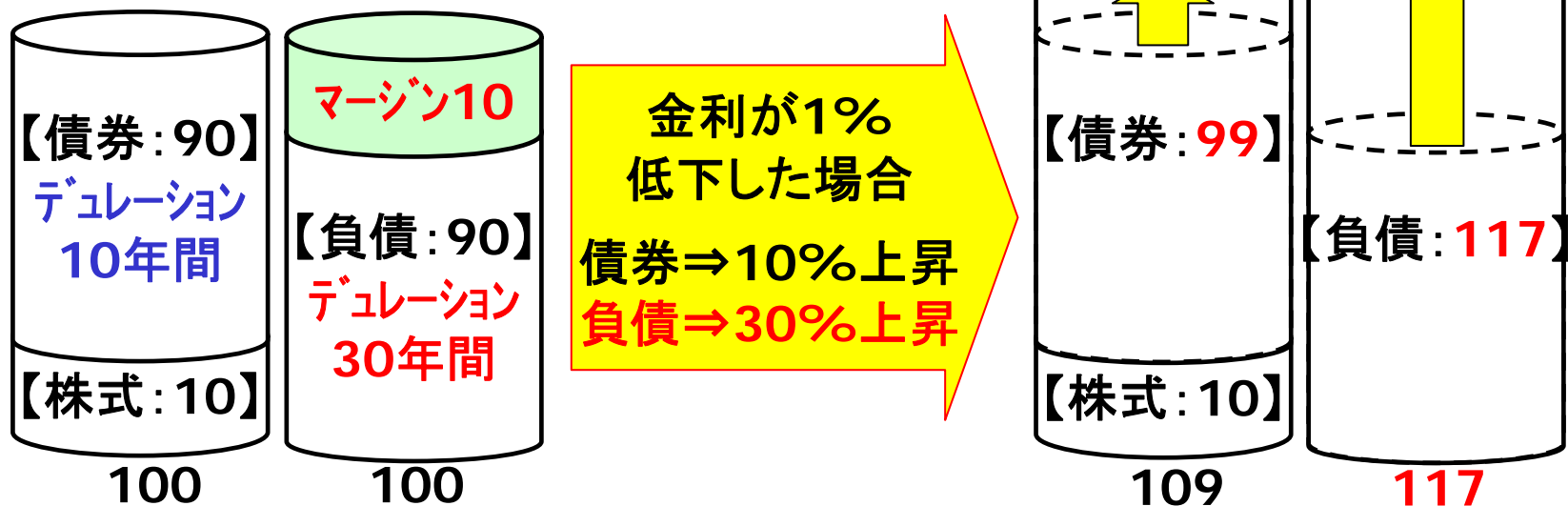
<具体例>

金利によるSMマージンの変動

保険負債のデュレーションの方がより長い場合

【図：保険期間30年なら・・・】

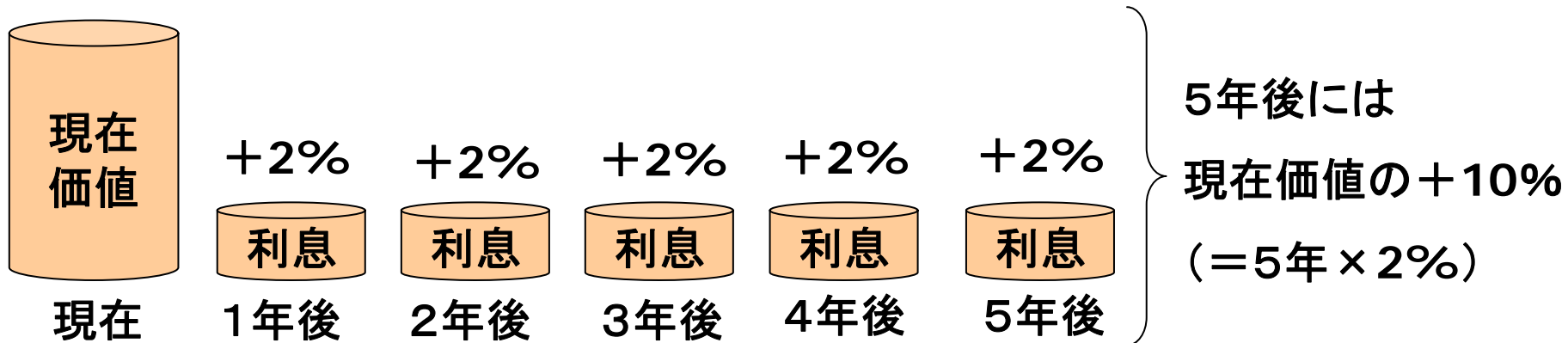
◆ 将来30年分の見通しが織り込まれる



【参考】 金利が低下すると 現在価値が増加する理由

5年後に支払のある負債の現在価値の計算

金利(=割引率)が2%の場合



言い換えれば、現在価値は5年後の額の-10%(=5年×2%)

例えば、金利2%で5年後に100を返済する負債の現在価値は90。

また、金利が1%に低下すると負債は95(-5%=5年×1%)に増加



マージンの安定性確保策は？

- 資産側での対応は？

- ◆ 可能な限りデュレーションを長期化すれば良い・・・

マージンの安定性確保策は？

- 資産側での対応は？

- ◆ 可能な限りデュレーションを長期化すれば良い・・・

しかし

- ◆ 超長期の保険負債に対応する**超長期債が不十分**
- ◆ 現状の低金利下で過度に長期固定化した場合
 - ・**収益性の低下**（逆ザヤ解消を遅らせることにも）
 - ・金利上昇時の**解約増加により、含み損が大規模に実現するリスク**（ディス・インターミディエーション）

マージンの安定性確保策は？

- 負債側での対応は？

- ◆ 終身保険など、長期の予定利率保証の商品では、負債のデュレーションが長くなる。販売の制限！
 - ✓ 保険期間を短期化（終身での保証停止へ）
 - ✓ 予定利率固定での保証停止
 - （ 予定利率変動や保障額変動などの変額商品への移行
予定利率固定の場合には解約時に市場価格調整 ）
- ◆ 一方、老後の不安など、遠い将来の不安に対して保障を提供することが保険会社の存在意義の一つ！
お客様の利便性低下⇒本末転倒！

その他:

過度なリスク計量による問題

- ◆ EUソルベンシーⅡでは、要求資本額として、200年に1度の損失(リスク)に耐えられる水準を要求(信頼係数=99.5%)
(例)株式リスク
過去の統計から「株価×39%」を提案
⇒ 半分程度はリスクに! (※日本SMでは20%)
- ◆ 監督による要求資本額が大きくなれば、企業行動として、
 - ・ リスク性の高い資産(株式等)の保有削減、
 - ・ 契約者へのリスク移転を促し、契約者価格や保障内容へ悪影響も!
 - ✓ 低リスク低リターン資産への投資傾向
⇒ 予定利率が引き下げられ、保険料の上昇へ
 - ✓ 契約者の自己責任による運用へ(変額商品)



その他:

プロシクリカリティの問題

- ◆ 経済環境が悪化した際には、要求資本額を達成できないことが保険会社の株式、債券の売却を促し、市場の一層の悪化をもたらす可能性も！

株式暴落によるSMマージン減少⇒

⇒SM指標悪化⇒

⇒(※)SM基準死守のためリスク量削減がマスト⇒

⇒リスク性の高い株式の売却⇒

⇒更なる株価下落⇒

⇒更にSM指標悪化⇒

⇒※

株価下落の継続へ

経済価値ベースの特徴・問題 はどのように扱えば良いのか？

- リスクのレベルは、統計的な計算で対処できるものから、複雑すぎて対処できないものまで様々！
- 経済価値ベースの数値は、現時点だけでなく遠い将来の見通しまでもが評価日時点の環境で決定され、大きく変動するものであると認識すべき！
契約者、投資家などの利害関係者へは適切な説明も重要！
- 盲目的に統計モデル・指標の結果に従うのではなく、前提を考慮し、長期的な視点で参考として利用すべき！
〔 金融危機の教訓の一つ！
～ 過度な統計モデルへの信頼は大きな損失へ 〕



最後に

- これまで以上に顧客の視点に立った、肌理細やかなサービスを提供することが求められる
- 長期に亘る保障を全うするため、健全性には十分留意した経営が求められる



ご清聴ありがとうございました。

<Note>

The opinion presented here is solely based on the authors' thoughts and would not represent the opinion by the company or the actuarial organization the authors belong to.